



一般事業主行動計画

木下税理士事務所

従業員が能力を発揮し、仕事と子育ての両立ができるように、社員全体を含めた働き方の見直し、子育てをしていない従業員も対象とする労働条件の整備。

1. 計画期間 令和5年5月1日 ～ 令和8年4月30日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業制度などの社内通知を促進し、制度を利用しやすい環境づくりを整え、仕事と育児の両立を支援する体制を実施する。

<対策>

- *就業時間内の参観日、子供行事の為の短時間私用外出の休暇促進活動
- *従業員へ就業規則の周知・内容確認
- *担当者との定期的な面談において、仕事との両立における要望の聞き取りを行う
- *育児休暇や介護休暇を利用する際、テレワークを利用しやすい環境に整える

目標2：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を20%以上とする。

<対策>

- *「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち”とも×いく”応援企業の登録を受ける
- *仕事と子育ての両立の推進、必要な業務体制及び働き方の見直し等の検討・実施